

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成31年度第1回会議
開催日時	平成31年4月18日（木）午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、小藤田委員、新田委員、山田委員、湯浅委員 （事務局）飯島企画部長、栗田企画政策課長、直井企画部主幹、 近藤企画政策課主査、佐藤企画政策課主事、小林企画政策課主事
欠席者	なし
議題	1 西東京市使用料・手数料の適正化について（審議） 2 その他
会議資料の名称	資料1 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて 参考資料1 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版） 参考資料2 施設別受益者負担割合一覧（平成29年度決算） 参考資料3 事務手数料原価計算結果一覧（平成29年度決算）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

議題1 西東京市使用料・手数料等の適正化について（審議）

事務局より資料1及び参考資料2、3について説明

<質疑等>

○委員：

確認になるが、今回お示しいただいたのは、受益者負担割合の考え方の変更であり、これまでの受益者負担区分を細分化し、受益者負担割合を明確化したものと理解している。それを踏まえ、実際の受益者負担割合との間に乖離がある原因は何か。

○事務局：

行政コストにおいて、人件費や物件費における委託料や指定管理料の増加が原因と考えている。

○委員：

参考資料2、3における現在の使用料と原価計算結果との乖離は、今後の検討課題という理解でよいか。

○事務局：

お見込みのとおり。

○委員：

使用料・手数料の設定金額について、市民や利用者等からご意見をいただくことはあるか。

○事務局：

指定管理施設についてはアンケート等を実施している施設もあるが、利用料金についての意見は特に把握していない。

○委員：

利用者としては、無償から有償になった場合の抵抗感はある。段階的に料金を引き上げるといった対応が必要ではないか。

○事務局：

現行の方針において、原価計算を行った上で理論上の適正値を求め、最終的には近隣自治体の類似施設などの状況を比較考量した結果、価格を決定することとしている。有償化に向けた検討にあたっては、お示ししている負担割合を基礎とするが、最終的には、近隣自治体の状況などを勘案する。

○委員：

他自治体と比較した場合に、施設設備の整備状況が十分でなく、有償での使用が受け入れがたいという意見もある。

○事務局：

原価計算結果だけではなく、立地条件や規模、老朽度合などを総合的に判断して、最終的な価格を決定する。

また、施設の維持管理には、施設を利用しない市民の税金も投入されており、負担の公平性という観点では有償化を検討する必要があると考えている。他市においては、施設の設置目的に沿った活動をする団体に対しては、使用料を減額や免除する規定を適用し、それ以外の団体から料金を徴収するなどの対応を行っているところもある。他市の事例も踏まえ検討してまいりたい。

○委員：

資料1の6ページにおいてお示しいただいた受益者負担区分の表では、④と⑤の2つの区分内に公民館等いくつか重複した施設が示されているが、この趣旨はどういったことか。

○事務局：

公民館を例に挙げると、社会教育法で定められた活動をする団体にのみ利用を認める場合、利用者を限定するため、原理原則的な位置づけは、④の区分になる。一方、目的に沿った利用に加え、それ以外の広範な目的での利用も認める場合は、市民の選択性が下がるため、⑤の区分に該当する。

○委員：

考え方の理解が難しい部分があるため、利用者が納得できるようなわかりやすい説明資料が必要ではないか。

○委員：

負担の公平性という視点以外にも、人口減少に伴い税収も減っていくため、将来的な財政状況を勘案した上でこれまでの仕組みを検証し、対外的に説明する必要がある。

○事務局：

昨今の景気回復基調により、税収の伸びが見込まれる一方で、少子高齢化や社会経済情勢

の変化に伴う社会保障関連経費の増加により、財政の硬直化が深刻化している。行財政運営の観点からも、受益者負担の導入について検討が必要であると考えており、市民の皆様に対してもわかりやすく説明していく必要があると考える。

また、今後については公会計制度の導入に伴い、市民一人当たりにかかる経費を、より明確に示すことが可能になるため、活発な議論につながっていくのではないかと考えられる。

○委員：

審議会としてもそういった状況を加味し、受益者負担の適正化に向けて議論を重ねていく必要がある。

○委員：

受益者負担区分について、目的外利用をすることで受益者負担が下がるのはなぜか。

○事務局：

高齢者福祉施設や公民館については、条例上、特定の方々の利用を想定しており、福祉的な観点を除いて、単に利用者を限定しているという点から選択性が高い④の区分に配置している。今後、目的に沿った利用だけでなく、より間口を広げて施設本来の目的以外にも使用することが可能になった場合は、より多くの方が利用できるようになるため、表の上では選択性が「高」から「中」にスライドし、結果的に受益者負担が下がることとなる。

○委員：

利用者の理解に向け、文章の表現の工夫や施設の利用にあたっての具体的な例の提示など、市民の理解に向けた書き方ができるように検討いただきたい。

○事務局：

基本方針の改定の際には、表現について留意する。

○委員：

市民目線では、負担が増えると捉えられてしまう部分もある。受益者負担の適正化とともに、経費の見える化や業務の効率化を通じて行政コストを抑制しながら進めていくことも明らかにできるとよい。

○委員：

指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者が利用料金を設定するのではなく、市で利用料金の設定を行うという認識でよいか。

○事務局：

指定管理者制度を導入している施設については、当該施設に係る条例により利用料金の金額の上限が定められている。事業者は、この上限を超えない範囲で料金を設定し、市長の承認を得た上で、決定している。また、指定管理者制度は、原則5年単位の協定に基づいて実施しているため、指定管理期間中に市側で条例上の料金を変更すると、事業者側が対応できない場合もある。料金改定する場合は、更新の時期などタイミングを見計らって行う必要がある。

○委員：

指定管理者制度を導入する効果は何か。

○事務局：

指定管理者制度では、事業者に一定の権限を付与していることから、独創的なイベントの企画など民間企業ならではの創意工夫によって利便性の向上や運営コストの抑制といった面で効果がある。

○委員：

現行の基本方針で示している減免については、今回の見直しでは変更しないということによいか。

○事務局：

減免の記述に関しては、変更は行わない。

○委員：

今後の予定についてお示しいただきたい。

○事務局：

今後の予定としては、ご審議いただいた内容を踏まえ、諮問に対する答申をいただき、5月中に基本方針の改定を行う。改定内容については庁内に周知したのち、各使用料・手数料の原価計算を実施し、現行料金と乖離のあるものについては、必要に応じて本審議会に諮問させていただく。

○委員：

基本方針の改定について、市議会への報告はいつ頃になるか。

○事務局：

市議会に対しては、早ければ定例会のある6月に報告する予定である。そのほか、市ホームページなどでの市民周知も行う予定である。

○委員：

本日、委員の皆様より頂戴したご意見を踏まえ、答申案文については、事務局と調整のうえ、委員の皆様にご確認いただき、答申案文を確定させていただくということによろしいか。

(異議なし)

○委員：

それでは、答申については、会長預かりとさせていただく。そのほかに質疑はあるか。特になければ、次の議題に移る。

議題2 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

本年10月に予定されている消費税率の改定に向け、使用料・手数料の一斉見直しを予定し

ている。改めて原価計算を行った上で、新しい基本方針に基づいて、受益者負担割合と大きく乖離するものを中心に、改めてご審議いただきたいと考えている。

次回の審議会については、平成31年7月の開催を予定している。議題としては、エコプラザ西東京と西東京いこいの森公園駐車場の2施設における定期見直しである。

○委員：

他になれば、これで平成31年度第1回審議会を終了する。